平成２６年（フ）第６９２号
札幌市豊平区豊平４条９丁目２番12―703号
債務者　鈴木　孝嗣
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７３７号
札幌市北区北24条西17丁目１番24号　かのうハイツ102号
債務者　長浜　志保
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７５８号
札幌市西区発寒５条４丁目７番８―401号
債務者　山口　貴也
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７７９号
札幌市東区北32条東１丁目３番７号　N32クラブハウスＡ棟102号
債務者　野中　公生
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８５７号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番２号　コーポ澤田７号
債務者　佐藤　　忍
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８６３号
札幌市厚別区厚別中央３条２丁目16番18号　シンセリティⅡ101
債務者　大橋　純一
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２号
北海道稚内市朝日４丁目2187番地６　ハピリアあさひ205
債務者　斎藤　　希
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２６年（フ）第８７号
群馬県高崎市上佐野町270番地
債務者　中川　強次
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第７１号
千葉県山武市白幡2537番地１　グリーンテラス楓102号
債務者　伊藤　和雄
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第１３７号
相模原市中央区東淵野辺４丁目14番32号　サンモール東淵野辺101号
債務者　長谷川　勇
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１４２号
相模原市南区上鶴間７丁目８番１―503号
債務者　齊藤　全弘
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１５３号
相模原市中央区下九沢727番地　県公社団地４―412
債務者　丸島　由実
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第２２号
新潟県燕市小高7083番地　エクセランプラースＡ201号
債務者　渡邊　伸一
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２３号
新潟県三条市西大崎２丁目16番10号　プログレスＡ101号室、前住所新潟市秋葉区田家１丁目15番21号
債務者　宮崎　明広
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第２６号
新潟県三条市中新10番29号　モンパレス三条第６・３号館201号
債務者　中村　敏彦
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３９号
岐阜県土岐市泉町定林寺357番地　Ｓｕｎ　Ｈｉｌｌｓ101号、従前の住所愛知県瀬戸市宮里町70番地　サニーコート116
債務者　下村　将司
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第１６２号
静岡県三島市南町11番26号　ドミール・カミ208、前住所静岡県三島市谷田・小山押切・1348番地の６
債務者　川久保光子（旧姓向井・佐野）
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係